

令和2年5月27日 衆議院法務委員会議録（速報）

○松島委員長

次に、日吉雄太さん。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

きょうは、法案の審議ではありますが、後ほど私も黒川氏の件についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、法案についてお伺いいたします。

午前中の参考人への質疑の中におきましてもありましたが、この刑罰を重くすること以外にもさまざまな方法であおり運転を減らしていくことができないかということで、教育をする、また環境を整備する、このようなお話がございました。

ちょっと、そもそも論なんですけれども、なぜこのあおり運転が起きているのか、これについて何らかの分析なりをされているのかどうか、されているのであれば、その内容を教えていただけますでしょうか。大臣、お願いいたします。

○宮崎大臣政務官

午前中の質疑でもございましたが、あおり運転というものがもともとあって、それがドライブレコーダーなどの普及によって顕在化してきたという見解もあり、また、そうではないのかもしれないという、さまざまな意見があるということは委員と共有しているところではないかというふうに思っております。

法務省としましては、あおり運転が悪質、危険なものであり、許されるものではないというふうに考えておりますし、こういう運転行為に至る原因についてはさまざまなものがあると考えておまして、正直に申し上げますと、これを網羅的に収集、分析をしているというところでは、その原因等についてはないものであるから、お答えすることが現状においては困難であることは御理解いただければと思っております。

○日吉委員

やはりしっかりとした原因分析があってこそ対応というのもできるわけでありますので、さまざまな、刑罰を重くする以外の対応、これも求められている状況でありますので、しっかりと原因を分析できるように、さまざまな原因があろうかとは思いますが、それを類型化するなりして、対応していただきたいなというふうに思います。

二つ目の質問です。

あおり運転の認定について、一つ事例について確認をさせていただきます。

今のこの法案の審議では、説明を聞きますと、やはり同じ車線、走行車線を二台が走っているようなケースが例示としてよく挙げられているんですけれども、例えば、自分が走行している車線の方に対向車線の対向車が前に出てくるというようなことも、高速道路では考えにくいですが、一般道なんかではあつたりすることもあります。こういった事例もこの法律の適用の対象になるのでしょうか。教えてください。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

お尋ねは、加害者車両がセンターラインを越えて対向車線走行中の被害者車両にという事案だと思えます。

そのように対向車線を走行してくる被害者車両に対してセンターラインを越えてその走行を妨害したというケース、この運転行為によって人が死傷した場合がありますが、加害者車両が、通行妨害目的で、重大な交通の危険を生じさせる速度で被害者車両に著しく接近したと認められる場合、すなわち、加害者車両の方に俗に言う速度要件がある場合には、現行の自動車運転死傷処罰法の二条四号の罪、これが成立し得ると考えられるところでございます。

また、被害者車両が重大な交通の危険を生じることとなる速度で走行している場合、俗に言う速度要件が今度は被害者車両にある場合で、加害者車両が、通行妨害目的で、対向して進行してくる被害者車両の前方で停止するなど、両方の車両が著しく接近することとなる方法で自動車を運転したと認められる場合には、改正後の同条五号の罪が成立し得るものと考えられます。

○日吉委員

ありがとうございました。今の事例でも成立するということがわかりました。

そしてもう一つ、今回の改正案で刑罰が重くなりますけれども、これによってやはりあおり運転が減っていく、そしてこれが確実に抑止力になっているというふうなところについて、大臣の見解をお尋ねいたします。

○宮崎大臣政務官

先ほども御説明をさせていただきましたとおり、あおり運転の要するに原因というものはいろいろなものがあるわけでございます。そして、あおり運転、さまざまな要因で左右されるものでありますけれども、今般の法整備によってあおり運転が具体的にどれだけ減少するかということについては、一概にお答えすることはなかなか困難であるかと思えます。

ただ、午前中からの質疑でもございましたように、やはり法規範には、特に刑罰法規には社会規範の形成機能がございます。そういった意味で、今回しっかりとした犯罪類型を罪刑法定主義にも配慮した上できちっと定めるということによって、社会にしっかりと伝えることによって、こういったあおり運転というのは許されないんだということをしっかりとお示しすることによって、あおり運転が一般予防という観点から減少していくことを求めているものでありますし、こういったことをしっかりと達成できるように政府を挙げて取り組まなければいけないというふうに考えているところでございます。

○日吉委員

じゃ、大臣も、この法案への思いをお願いいたします。

○森国務大臣

あおり運転において悲惨な死傷事故が生じておりますところから今般の法整備をしたわけでございますので、今政務官がお答えしたとおり、刑罰が有する一般予防効果として自覚を促して、抑止する効果もあると思えますので、これから、法務省としては、新設される罰則の内容等について広く周知をしてまいりたいと思えますし、検察当局において適切に対処

していくものと承知をしております。

○日吉委員

ありがとうございました。適切な対処をお願いいたします。

続きまして、黒川氏の件に移らせていただきたいと思います。

先日も質問させていただきましたけれども、もう一度確認です。かけマージャンの常習性が認定されなかった、これについて、具体的にどういった調査をしたことによって常習性が認められなかったのか、教えてください。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

まず、どういった調査をしてという点でございますが、調査の方法は、これまでもお答え申し上げますが、法務事務次官において黒川氏から調査を行い、あるいは、この相手方である報道機関関係者が所属する各社が公表した内容を総合的に判断して事実認定をしております。

常習性の認定に至らなかった理由でございます。

今回は、人事上の処分でございますので、人事院の処分指針にあるところの常習性があるかどうかということでございますが、これも従前から御答弁申し上げますが、これについては解釈等が示されておりません。そのため、刑法の常習性、常習賭博における常習性の考え方が参考になると考えて判断をしております。

この刑法の常習性についての考え方でございます。これにつきましては、最高裁の判例があり、また、幾多の実務の事案の集積がございます。これらによりますと、常習として賭博をしたか否かということについては、その賭博の種別、種類、それから賭博の複雑性、賭場の性格、規模、かけ金額の多寡、その者の役割、賭博の相手方、あるいは営業性などの諸般の事情を総合してしんしゃくして判断されるべきと言われております。

そして、今回の具体的な判断でございます。今言ったような常習性についての考え方を前提いたしますと、まず、調査の結果明らかになりましたのは、賭博の種別はマージャンでございます。

賭博の種別、複雑性について、マージャン自体は社会一般で行われている遊技でございます。また複雑とまでは言いがたいこと、それから賭場の性格、規模、あるいはその者の役割、賭博の相手方などについては、旧知の間柄にある知人三人と知人宅で行ったものであること、それからかけ金額についても、必ずしも高額とまでは言えないこと、それから営業性もないことなどから、常習として賭博をしたものとは認められないということで、常習性要件の認定に至らなかったものでございます。

○日吉委員 今、具体的にそれぞれの要件について調査されたというお話をいただきましたが、例えば相手方なんですけれども、今回は記者とやられていたということなんですけれども、例えば大学なり学校の友人とかOBとか、又は同僚の方とか、こういったことでほかにもやっていたかどうか、こういった調査はされたんですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

調査を行った上、御指摘のような事実は認定できなかったものでございます。

○日吉委員

調査を行ったということで、それ以外の人とマージャンをやったことはなかった、こういう結論でよろしいですか。

○松島委員長

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松島委員長

速記を起こしてください。

局長。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

済みません。ちょっと、今の御質問、ちゃんと調査したのかという。済みません。

○松島委員長

とめてください。

〔速記中止〕

○松島委員長

速記を起こしてください。

繰り返しになっても結構ですから。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答えの前提として、済みません、確認的に申し上げさせていただきますが、調査の結果、そういった事実は認定できなかつたのかという御質問だと理解をします。

その上で、調査の結果、御指摘のような事実は認定できなかつたと先ほどお答えをしたものでございます。

○日吉委員

確認ですけれども、そういった事実はなかつた、友人なり同僚なりとかけマージャンをやった事実はなかつた、調査の結果、なかつた、確認です。

○川原政府参考人

繰り返してございます。

調査の結果、御指摘のような事実は認定できなかつたというものでございます。

○日吉委員

そうしたら、金額の話もありましたけれども、過去三年間で総額どれだけのお金が動いていたのか、これは把握できていますか。

○川原政府参考人

結論から言いますと、過去三年間の総額という金額は把握をできておりません。

ただ、これまでも御答弁させていただいたことがあると思いますが、五月一日あるいは十三日ごろのマージャンにおきましては、参加した者の間で一万円から二万円程度の現金のやりとりがなされたという事実、これは、調査の結果、認定されております。

それから、この三年間の回数につきましては、約三年前から月一、二回程度、そういった形で認定されております。

ただ、今申し上げましたように、これ自体、確たる、何回で、一回につき幾ら幾らという厳密な認定までできているものではございませんので、総額ということになりますと、認定はしておりません。

○日吉委員

やはり総額も常習性を判断する上で重要になってくるのかなと思います。ですので、そういった調査も必要ではないのかなということを申し上げさせていただきます。

そして、もう一つ、この記者と黒川さんは、国家公務員倫理規程上の利害関係者に当たるのか当たらないのかという点について、これは調査を行ったのでしょうか。それで、当たる、当たらないというふうな結論になっているのでしょうか。ここを教えてください。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

調査と当てはめということで申し上げますと、相手方が報道機関の関係者というのは調査の結果でございまして、当てはめとして、報道機関の関係者は利害関係者には当たらないというものでございます。

○日吉委員

報道関係者という点では当たらない、これはわかりました。

ほかに何か個別の利害関係があるかないか、これについて調査は行われましたか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お尋ねは、国家公務員倫理規程を念頭に置いて、利害関係者に当たるか否かということをお尋ねかと思えます。

そうなりますと、まず国家公務員倫理規程で定める利害関係者とは何かということですが、これは例えば補助金等の交付の対象となっている事業者や立入検査を受ける事業者等を指すとされております。

具体的に検察官について見ますと、捜査を受けている被疑者、公訴の提起を受けている被告人などが利害関係者に当たり得るところでございまして。

したがって、マージャンの相手方は報道機関関係者ということでございまして、この国家公務員倫理規程の見地から見て利害関係者には当たらないという判断をしたものでございます。

○日吉委員

わかりました。利害関係者には当たらないという判断の中で、ハイヤーの問題についてお伺いたします。

これは、このハイヤーは、記者のために用意されたハイヤーなのか、そもそも新聞社としてずっと全体で契約している中で、たまたまこの記者がハイヤーを利用したのか、これはどちらなんでしょうか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

私どもの調査結果では、記者、調査結果の報告の書面では記者Bとしておりますが、記者Bが手配したハイヤーという形で認定をしております。

ただ、再三お答え申し上げますとおり、取材行為に当たり得る可能性があるというこ

とから、報道機関側に対する聞き取り等を行っておりませんので、そのハイヤーがどういう形で、当該報道機関において、委員の御指摘のような観点から手配したものであるかどうかということは、確認はできておりません。

○日吉委員

記者Bが手配したハイヤーということです。今、記者Bが帰宅するときに黒川さんが同乗されたということなんですけれども、その記者Bが戻る、家に戻ったかどこかにかかわらないんですけれども、行く目的地と、黒川さんが行く目的地というのは同じ方向だったんですか、それとも全然違う方向だったんですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

今委員御指摘のそのルート、これは必然的に黒川氏や記者の自宅の所在地という問題になりますが、このルートを明らかにすることは、黒川氏等の自宅の所在地を推知、推しはかかって知ることということになりかねないものでございまして、プライバシー保護の観点からお答えを差し控えさせていただきます。

○日吉委員

じゃ、仮に、黒川氏の自宅まで遠回りしていくようなことがあった場合に、これは、ハイヤーの追加料金というのかかるんですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

先ほどお答えいたしましたとおり、私どもの調査結果では記者Bが手配したとなっておりますが、記者Bが費用負担するのか所属する報道機関が費用負担するのとは別にして、どういうハイヤーとの契約内容になっているかということは私どもとして確認をできておりませんので、今、その追加料金が発生するかどうかということについて、その点は判明していないところでございます。

○日吉委員

そうしますと、こちらの五月二十一日の検討結果に、追加費用が発生した事実も確認できないことからと書いてあるんですけれども、調べていないのになぜ、確認できないという、追加費用が発生していないという結論になっているんですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答えを申し上げます。

今御指摘をいただいたのは職責についての検討結果の方だろうと思います。

確かに、委員御指摘のとおり、追加費用が発生した事実も確認できなかったと。まさに、発生していないと認定もできないし、発生したとも認定できない。

ただ、これは黒川氏に対する不利益処分をするという関係でございまして、不利益処分となる根拠事実につきましては、不利益処分をする私ども役所の側において立証する責任がございまして。

そういったところ、調査の方法につきまして先ほど来申し上げている手法をとっていることもありまして、発生した事実が積極的に確認できないということで、ここについては確認

できなかったという形で記載をさせていただいているところでございます。

○日吉委員

それは調査が不十分だということなんじゃないんですかね。

国家公務員倫理審査会が事例研究用事例集というのを出されているんですけども、その五十六ページに、職務として利害関係者を訪問した際に、公共機関がなく一緒に自動車を利用するという、こういうことはあるでしょうということなんですね。でも、ここで言う自動車というのは、日常的に使用している社用車であって、職員のために用立てたタクシーやハイヤーはこれには該当しないということになっておりまして、追加費用が発生するようなものというのはやはり倫理規程に違反すると。これは利害関係者という前提がありますけれども、同じく、供应接待、財産上の利益というような、こういった観点からは同様に解釈できるのかなというふうに思うんですけども。

そういった中で、やはり、この黒川さん、送迎に対してやはり調査が不十分なんじゃないのかなと思っています。これについて追加の調査を行うべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

今、追加の調査だということで、その前提として、今、国家公務員の倫理規程の関係をおっしゃられまして、委員も御指摘されたところでございますが、利害関係者かそれ以外かというのは根本的に違うところでございまして、利害関係者に該当しない者については社会通念上相当と認められる程度を超えるかどうかということでございまして、利害関係者とは相当取扱いが違うところでございます。まずその点を、私ども、調査、それから職責の検討に当たって、念頭に置いて当然行っております。

その上で、従前から申し上げておりますとおり、処分に必要な調査はもう既に行っているという理解でございます。

○日吉委員

でも、その、追加費用が発生したか発生していないかというのは調査していないから、していないとおっしゃられたじゃないですか。

それで、認められなかった。していないから、それは認められないですよ。だから、そこを調査すべきじゃないですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、報道機関側に対する調査につきましては、取材活動にかかわる可能性があるということで差し控えたものでございます。

その結果、不利益事実の積極的認定に至らなかったというものでございまして、必要な調査としては行ったと認識しております。

○日吉委員

大臣、もう一度調査する意思はありませんでしょうか。

○森国務大臣

黒川氏の処分を決するに当たり必要な調査を行ったものと認識しておりまして、再調査の

必要はないと考えております。

○日吉委員

時間が来ましたので終わりますが、今申し上げたように調査は不十分でありますので、再調査をお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。